

議 案 名	富士見市廃棄物の減量、再生利用及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
制 定 趣 旨	資源の有効な利用の促進に関する法律の一部改正に伴い、同法の規定を引用している富士見市廃棄物の減量、再生利用及び適正処理に関する条例の一部を改正するものです。
制 定 内 容	資源の有効な利用の促進に関する法律第2条第6項及び同条第11項が追加されたことに伴い、富士見市廃棄物の減量、再生利用及び適正処理に関する条例第13条第1項第7号中「第2条第12項」を「第2条第14項」に改めるものです。
施 行 日	令和8年4月1日

富士見市廃棄物の減量、再生利用及び適正処理に関する条例（平成１８年条例第９号）新旧対照表

新	旧
（排出禁止物） 第１３条 市民及び事業者は、市が行う一般廃棄物の収集に際して、次に掲げる物を排出してはならない。 （１）～（６） （略） （７） 資源の有効な利用の促進に関する法律<u>第２条第１４項</u>に規定する指定再資源化製品のうち市長の指定する物 （８） （略） ２ （略）	（排出禁止物） 第１３条 市民及び事業者は、市が行う一般廃棄物の収集に際して、次に掲げる物を排出してはならない。 （１）～（６） （略） （７） 資源の有効な利用の促進に関する法律<u>第２条第１２項</u>に規定する指定再資源化製品のうち市長の指定する物 （８） （略） ２ （略）